



発行所 鷹巣町役場町長室
電話(0550)番直通42番
(発行部数6,100部)
印刷所 秋北新聞社

十年後の美田を夢みて

拓バイロット事業促進協議会発足

大野台地区総合開拓バイロット事業促進協議会の設立総会は、二月三日(木)に開催され、規約予定役員を決めて発足した。当日本町および谷川、森吉の三町の町長、正副議長、農業委員長、関係各農業組合長、部落代表が出席。県議会代議員田中重衡、農業課長も出席した。この事業によって関係町の農業経営が大きく飛躍することになり、四十二年度国営調査地域指定を目指し、地元関係町では大蔵、農林省に強く陳情することになった。

大野台開拓事業は開田が

主導で、案による開拓が

調査地に指定された。

伊ロット事業費は三千円の調査費が

およそ三千万円の開拓費が

予定されている。

千六百三十石(未開拓地)から三カ月

で完成する。

四百六十九石(既開拓地)から九百

四千三百七十石(農地造成面積)

が行なわれ、四十五年事業か

れ二千三百七十石とするもの。

となり、事業費は六十億円

とされる。

事業費のうち国営

横瀬二十八石、岩井八十五

石(以上七五五石)が開拓係に

あり、あと二五五石は県、

他の六九石、計五百石、開

拓係農家五七戸がその恩恵

を得ることになった。

農地の売買や贈与など

のための耕作者の利益

が得られるものです。

農地の転用は許可が必要です



農地法のしおり

はじめに

農地法は、耕作者の権利を守つたり、安定した地位と生産力の増進をはかるためにあるものです

即ち耕作者の利益のためになります

そのためのものであります。

そのためのものであります。

そのためのものであります。

そのためのものであります。

許可がないと農地

の売買貸借はできませ

ません。

許可が必要です。

農地の売買や贈与など

のための耕作者の利益

が得られるものです。

そのためのものであります。

